

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないことやわかりにくいことがありましたら、遠慮なくご質問ください。

この説明書は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、居宅介護支援契約の締結にあたり、事業者があらかじめ説明することとされている事項を記載したものです。

1. 事業所の所在地等

名称	鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
介護保険指定事業番号	三重県指定 2470900016
所在地	三重県鳥羽市大明東町2番5号
連絡先	電話 0599-25-1188 FAX 0599-25-1117
事業所の通常の事業実施地域	鳥羽市

2. 事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的としています。

（2）運営方針

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう配慮します。

利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正・中立な居宅介護支援を行います。

※利用者は、居宅サービスの計画の作成にあたり、介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を受けることができます。

3. 事業所の職員体制

サービスの種類・業務内容	職種	人員
事業所の従事者の管理及び業務の管理	管理者	1名
居宅介護支援に関すること	介護支援専門員	1名以上

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の休日に関する法律に規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

5. 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用

(1) 支援の内容・・・次の手順に沿って行います。

要介護認定



ケアプランの作成依頼（居宅介護支援契約書作成）



課題分析（アセスメント）本人や家族に自宅において面接し、抱えている問題点や課題を分析します。



計画の原案作成



サービス担当者会議の開催・連絡調整 サービスの提供に関する調整を行います。



介護サービス計画の作成 利用者の希望や心身の状況を考慮し、サービスの目標・種類・内容・利用料等を検討します。



利用者の同意 計画が利用者の希望に沿っているか確認します。



サービス事業者との契約 サービスの内容や利用料を確定します。



サービスの提供・給付管理業務

(2) 利用料（介護サービス計画作成料）

要介護（要支援）認定を受けられた方については、介護保険から全額給付されるため、利用者負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1か月につき下記の金額をお支払いいただきます。その場合、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を鳥羽市役所健康福祉課長寿介護係へ提出することで、後日、居宅介護支援費の払い戻しを受けることができます。

詳 細			利用料
単 基 位 本	居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護１・２	１０，８６０円
		要介護３・４・５	１４，１１０円
加 算	初回加算	初回サービス計画を作成した場合	３，０００円
	通院時情報連携加算	ケアマネジャーが利用者の診察に同席し、医師から情報提供を受け、その内容を居宅サービス計画等に記録した場合（利用者１人につき月１回を限度）	５００円
	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，５００円
		入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，０００円
	退院・退所加算	カンファレンスなし	１回 ４，５００円
			２回 ６，０００円
		カンファレンスあり	１回 ６，０００円
			２回 ７，５００円
			３回 ９，０００円
	ターミナルケアマネジメント加算	終末期の支援を行った場合	４，０００円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	月２回を限度	２，０００円

	介護職員等処遇改善加算	厚生労働省が定める基準に適合する場合に算定	所定単位数の 2.1%
その他	利用者の死亡等により居宅サービスの利用に至らなかった場合であっても、一定の要件を満たす場合には居宅介護支援費を算定することがあります。		

当事業所におけるケアプランの作成状況については、別紙によりお知らせします。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与について、同一事業者によって提供されたものの割合
 - (3) 介護支援専門員の交通費（調査・訪問）
- 鳥羽市にお住まいの方は、無料ですが、市外の方は交通費の実費が必要となります。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

事業者はあらかじめ利用者から文書による同意を得ている場合を除き、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、厳重に管理するとともに、処分する際には第三者への漏洩防止に努めます。

7. 虐待防止のための措置

利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 虐待防止に関する担当者の配置

8. 衛生管理等

感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、従業者に対する研修及び訓練を実施するなど、必要な措置を講じます。

また、感染症が発生した場合には、関係機関及び市町村と連携し、適切に対応します。

9. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する居宅介護支援を継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じます。

10. 介護支援業務に関する相談、苦情について

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供される各サービスに関する相談や苦情を受け付け、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう努めます。

【事業所の窓口】 鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電話 0599-25-1188 FAX 0599-25-1117 受付時間 8:30～17:15 苦情受付 担当者 松本さや香 責任者 前田康裕
---------------------------------------	--

【公的機関】

【市町村の窓口】 鳥羽市役所健康福祉課 長寿介護係	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電話 0599-25-1186 FAX 0599-25-1154 受付時間 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会 保健介護課 介護障害係	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地（三重県自治会館内） 電話 059-222-4165 FAX 059-228-5319 受付時間 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

11. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

重要事項説明年月日 令和 年 月 日

以上の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	三重県鳥羽市大明東町2番5号
	名 称	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
	代表者名	会 長 中村 幸照
	事業所名	鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
	説明者氏名	印

重要事項説明確認書

別紙の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づいた説明を、事業者から確かに受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

(R8. 6. 1)